

地方創生 SDGs 課題解決モデル都市募集要領

1. 趣旨

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）¹は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標である。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされ、我が国においては「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）（令和5年12月19日一部改定）²において、SDGsの実施に率先して取り組んでいく方針が決定されている。

今般、募集する「地方創生 SDGs 課題解決モデル都市」は、人材や専門性が限られている小規模な自治体などに対し、地方創生の経験や知見がある人材の活用を支援することにより、多くの自治体が直面する喫緊かつ深刻な地域課題の解決を図るものである。また、計画の策定から成果までを公表することにより、SDGsの理念に沿った持続可能なまちづくりを促進するものである。

1 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（外務省仮訳）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/SDGs/pdf/000101402.pdf>

2 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/SDGs/pdf/jisshi_shishin_r051219.pdf

2. 提案者

原則として人口5万人以下の地方自治体が対象

※1つの地方自治体が複数の提案の提案者となることはできない。

3. 地方創生 SDGs 課題解決モデル都市の選定について

（1）事務局への事前相談

- ・提案書の提出にあたり、提出期限の原則1週間前（2026年3月16日（月）12:00）までに、提案書（提案様式1）の素案を事務局宛にメールにて送付し、事前相談を実施すること。

（2）提案書の提出

- ・地方自治体は、地域が抱える課題を「地方創生 SDGs 課題解決モデル都市提案書（提案様式1）」に記載し提案すること。
- ・提案にあたり内閣府が設置する専門家リストから派遣を希望する専門家を1名指名し提案様式1へ記載すること。なお、提案書類の提出前に必ず指名する専門家から事業に選定された際には引き受けいただく旨の承諾を得ること。また、リストに記載されていない専門家への委託については、当該専門家の能力等について審査するため、提案様式に従い、必要事項を記載すること。

(3) 提案書の評価及び選定

提案された課題を自治体 SDGs 推進評価・調査検討会により評価を行い、内閣府はその助言を受け、提案数及び提案に対する評価等を考慮した上で数事業を選定する。

(4) 選定後の支援

①選定された地方自治体に対して、内閣府は「地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業）」により以下の資金的支援を行う。

なお、国会の動向等により、上記補助金に係る内容について、変更が生じる可能性がある。

▶支援内容

対象経費の2分の1を補助する。ただし補助額の上限は500万円とする。

▶対象経費

地方創生に関する豊富な経験や知見を有する人材を活用するために必要な人件費及び旅費を対象とする。また、事業の実施に必要な費用も含むものとする。

②国は、地方創生 SDGs 課題解決モデル都市の円滑な事業実施に向けて、自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォースによる選定自治体への支援施策活用等への助言や、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。

4. 提案・提出書類の内容

- ・ 提案に当たっては、提案様式に従い記載すること。
- ・ 参考資料については提出不可とする。なお、提案内容と関連性のある情報について、記載箇所への注記として、提案書内へ公表されているホームページ URL の記載等をすることを妨げるものではないが、必要最小限とする。

5. 留意事項

(1) 地方創生 SDGs 課題解決モデル都市の提案について

- ・ 提案内容に係る事務局への相談については、公平性等の確保の観点から提案書類が提出された以降は受け付けない。
- ・ 提案にあたり、自治体 SDGs 推進評価・調査検討会委員、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。応募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。
- ・ 提案にあたり、専門家の選定や事業の委託について、各自治体の規定に基

- づき、利益相反等への十分な配慮や確認をお願いする。
- 選定された都市に対し、当該年度終了以降も実施状況について確認し、状況を公表する予定である。
- (2) 地方創生支援事業費補助金について
- 他の国庫補助金等（他省庁分を含む）を併用する予定となる対象経費がある場合は、重複申請とならないように、補助対象事業の区分を明確にして記載すること。
 - SDGs の推進については、地方公共団体が主体的に計画の策定等に取り組むべきであり、知見等の蓄積の観点から、事業者等に一括委託とする経費については、原則として対象外とする。

6. 提案書類の提出方法、募集期間

(提案方法)

- 電子メールにて提案書類（提案様式 1）を提出すること
- メール件名は「【提案】（6桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（提案者名）地方創生 SDGs 課題解決モデル都市提案書類」とすること。
(例：【提案】000000_260318_〇〇県〇〇市_地方創生 SDGs 課題解決モデル都市提案書類)
- 提案書類（提案様式 1）は以下のタイトルとすること。
(例：000000_260318_〇〇県〇〇市)
- 提案書類は元データファイル及び P D F ファイルとして提出すること。

※提出された提案書類については、選定プロセス終了後、原則公開する。

(提案にあたっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡は行わない。到着状況については必ず事務局まで直接問い合わせること。

(募集期間)

2026 年 3 月 2 日（月）～ 2026 年 3 月 23 日（月）12:00

(募集締切)

2026 年 3 月 23 日（月）12:00 必着

- 締切後の提案は認めない。
- 電子メール到着を提案とみなす。

(事前相談・提案先)

内閣府地方創生推進室 SDGs・環境・モデルケース担当

電子メール : g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

7. 提案後の流れ

提案後は以下の流れを予定。※変更の可能性あり

1	2026年3月2日（月）～ 3月23日（月）12:00	提案受付
2	2026年4月2日（木）～ 4月15日（水）	自治体 SDGs 推進評価・調査検討会による評価
3	2026年4月下旬～5月上旬頃	ヒアリング
4	2026年5月下旬頃	選定都市公表
5	2026年6月上中旬～	SDGs 自治体施策支援事業 交付申請
6	2026年7月上旬頃	SDGs 自治体施策支援事業 交付決定

8. 問い合わせ先

制度の概要、提案内容に関する問い合わせ、相談については、下記の問い合わせ先まで連絡すること。

内閣府地方創生推進室

電子メール : g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

電話 : 03-5510-2199

担当 : 中島、佐野、小川、斎藤